令和８年８月八幡平市教育委員会定例会

日　時　　令和８年８月 26 日（水）
　　午後２時 00 分から
場　所　　八幡平市役所３階大会議室

次　　第

１　開　　会

２　教育長あいさつ

３　諸般の報告

４　付議する事件
⑴議案第１号　　令和７年度八幡平市教育委員会の主要な施策への取組結果について

５　そ　の　他
⑴学校給食費の改定に関し意見を求めることについて

６　閉　　会

会議名　　令和８年８月八幡平市教育委員会定例会

日　時　　令和８年８月 26 日（水）
午後２時 00 分から　　時　　分まで

場　所　　八幡平市役所３階大会議室

出席者　　教育長　　田村　忠
委　員　　羽沢　憲英
委　員　　松田　育恵
委　員　　小野　永喜
委　員　　田村　沙和子

説明員　　教育次長兼学校給食センター所長　　工藤　輝樹
教育総務課長　　坂本　譲
教育指導課長兼教育研究所長　　田代　英樹
文化スポーツ課長兼博物館長　　東本　茂樹

事務局　　教育総務課長補佐兼学校給食センター副所長　　羽澤　りち子

傍聴人　　人

八幡平市教育委員会行事報告

令和８年７月定例会終了後～令和８年８月定例会

月　　日	行事等の内容	場　　所	担当課等
7月30日(木)	８テラス内覧会	８テラス	教育総務課
7月31日(金)	県緑の少年団大会	県民の森	農林課
	通学路安全推進会議	市役所大会議室	教育指導課
8月3日(月)	イングリッシュ・キャンプ	市役所多目的ホール	教育指導課
	総合計画調整会議	市役所大会議室	企画財政課
	松尾地区小学校統合検討委員会	市役所大会議室	教育総務課
8月4日(火)	市小中学校管理・運営研修会	市役所多目的ホール	教育指導課
8月5日(水)	社会教育委員会第１回定例会	市役所大会議室	文化スポーツ課
8月6日(木)	第１回学校適正配置庁内検討委員会	市役所庁議室	教育総務課
8月8日(土)	８テラスオープニングセレモニー	８テラス	商工観光課
8月15日(土)	八幡平市二十歳のつどい	市民センター	文化スポーツ課
	第20回八幡平ふるさと花火まつり	松尾総合運動公園	商工観光課
8月16日(日)	第45回東北学童相撲大会	市松尾相撲場	文化スポーツ課
8月17日(月)	第１回自殺対策庁内連絡会	市庁議室	健康こども課
	第２回学校適正配置庁内検討委員会	市役所庁議室	教育総務課
8月19日(水)	総合計画審議会	市役所多目的ホール	企画財政課
8月21日(金)	自由民主党岩手県連市町村重点要望調査	市役所大会議室	企画財政課
	市副校長会議	市役所大会議室	教育指導課
8月22日(土)	第41回西根ライオンズカップ争奪少年サッカー大会	安比スポーツパーク（ASPA）	教育総務課
8月26日(水)	第３回りんどう学習	田山地区	教育指導課
	８月定例会	市役所大会議室	教育総務課
	市ＰＴＡ連絡協議会フリートーク	市役所多目的ホール	企画財政課

八幡平市教育委員会行事計画

令和８年８月定例会～令和８年９月30日

月　　日	行事等の内容	場　　所	担当課等
8月28日(金)	市議会全員協議会	市議場	総務課
	わたしの主張北岩手地区大会	西根地区市民センター	防災安全課
8月31日(月)	西根・松尾地区中学校統合検討委員会	市役所多目的ホール	教育総務課
9月1日(火)	市児童詩研究会	市役所多目的ホール	教育総務課
9月2日(水)	第２回総合教育会議	市役所大会議室	教育総務課
9月6日(日)	市総合防災訓練	平舘小学校	防災安全課
9月7日(月)	市校長会議	市役所大会議室	教育指導課
9月8日(火) ～ 10月1日(木)	市議会第３回定例会	市議場	総務課
9月8日(火)	岩手地区中学校駅伝大会	雫石町総合運動公園	教育指導課
9月12日(土) 9月13日(日)	岩手地区中学校総合体育大会新人大会	総合運動公園体育館外	教育指導課
9月13日(日)	あっぴリレーマラソン2026	安比高原駐車場	文化スポーツ課
9月16日(水)	第21回市小学校陸上競技会	総合運動公園	教育総務課
9月18日(金)	平舘高校創立80周年記念事業実行委員会第１回実行委員会	平舘高校	教育総務課
9月19日(土)	市生涯学習推進大会兼市PTA連絡協議会研修会	市民センター	文化スポーツ課
9月24日(木)	９月定例会	市役所大会議室	教育総務課
9月30日(水)	江間章子賞最終選考会	ホテルメトロポリタン盛岡	教育総務課

議案第１号

令和７年度八幡平市教育委員会の主要な施策への取組結果について

令和７年度八幡平市教育委員会の主要な施策への取組結果について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和８年８月 26 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　田　村　　忠

提案理由

令和７年度八幡平市教育委員会の施策結果報告書を決定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

令和８年八幡平市議会第３回定例会

令和7年度施策結果報告書

八幡平市教育委員会

それでは、令和７年度八幡平市教育委員会の主要な施策への取組結果について、ご報告申し上げます。

八幡平市教育委員会では、「第２次八幡平市総合計画後期基本計画」の基本目標に掲げた「心身ともに健康で活力に満ちたまちづくり」を基本に据えて、国、県の動静と呼応しながら、「八幡平市だからこそできる教育、やるべき教育」という視点を踏まえ、保護者や地域と連携し「八幡平市の次代を担う人づくり」の実現を目指し、教育・文化的活動の充実に努めてまいりました。

はじめに、学校教育に係る基本方針についてでございます。
現行の学習指導要領においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の３つの資質・能力を確実に身に付け、「『生きる力の育成』、すなわち知、徳、体のバランスのとれた力をより一層育むこと」と「社会に開かれた教育課程の実現」が求められております。
その理念を受け、令和７年度においては、本市の学校教育方針である「豊かな人間性と創造性に富み、社会の変化に主体的に対応し、未来を切り拓いていくことのできる心身ともに健全な児童生徒の育成」を目指し、次の８つの事項を重点的に推進してまいりました。

１つめは「『主体的・対話的で深い学び』を視点とした子ども主体の授業の実現」であります。
令和７年度も引き続き、児童生徒の学力保障を学校教育の最重点課題に位置付け、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした子ども主体の授業改善を推進してまいりました。特に、「子ども主体の授業」については、教育研究所事業及び各学校での研修会のテーマに位置付け、その在り方や授業の進め方について、実践研究に取り組んでまいりました。
また、ＧＩＧＡスクール構想により整備・配置された校内の高速通信環境及びタブレット端末や電子黒板を有効に活用した授業が展開されるよう、指導・支援するとともに、教育研究所で開催する夏季公開講座において「ＩＣＴ教育講座」として教職員研修の機会を設け、教員の指導力向上を図ってまいりました。

２つめは、「豊かな心を育てる教育の充実」であります。
「いじめ」や不登校の問題については、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりに向けた発達支持的生徒指導を推進し、未然防止に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを有効活用し、教育相談体制の充実を図ってまいりました。
特に「いじめ」問題については、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な判断によるいじめの早期発見、適切な初期対応などを行いながら、いじめ問題の解決に誠実に取り組んでまいりました。
また、市内小・中学校全校が加入している、ＪＲＣ（青少年赤十字）活動の一層の充実を図り、「気づき」「考え」「実行する」という態度目標の実現を図ってまいりました。

３つめは、「体力・運動能力の向上と健康の保持増進」であります。

児童生徒の体力低下や運動習慣、肥満傾向等の改善に向けて、県の取組である「60（ロクマル）プラスプロジェクト」の推進を中心に、各学校における日常の教育活動としての取組に加え、家庭・地域と連携した学校外の取組を推進し、児童生徒の体力向上と健康の保持増進を図ってまいりました。

４つめは、「国際交流を見据えた英語力の向上」であります。

ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンとの交流を推進するとともに、外国語指導助手の活用により、本市の児童生徒の英語力の向上を図り、国際交流活動を一層盛んにするよう、取り組んでまいりました。

具体的には、外国語指導助手とともに、英語を活用した諸活動を体験する「八幡平市イングリッシュキャンプ」を実施し、本市小・中学生の英語への関心や意欲を高めてまいりました。また、ハロウインターナショナルスクールの生徒を市内小学校陸上競技会に招き、一緒に競技したり、市内中学校の生徒がハロウ校を訪問し、英語劇の発表会に参加したりする等、相互理解・相互交流を深めてまいりました。さらに、令和４年度から継続して実用英語技能検定の受験料１回分を補助し、市内中学生の英語検定の受験を促進し、英語力の向上に努めてまいりました。

５つめは、「防災・安全意識の向上を図る教育の充実」であります。

児童生徒の発達段階に応じた防災教育を計画的に推進する中で、児童生徒の防災・安全意識の向上を図るとともに、市の防災計画を踏まえ、岩手山の噴火などを想定して学校の危機管理マニュアルを随時見直し、より実践的な避難訓練等に取り組んでまいりました。

また、八幡平市火山防災教育カリキュラムや火山防災副読本を活用した授業実践を継続し、災害発生時に自ら判断し、主体的に行動できる力を育成してまいりました。

６つめは、「総合生活力・人生設計を高めるキャリア教育の充実」であります。

各学校の「キャリア教育全体計画」を基に、「キャリア・パスポート」を活用しながら、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体で計画的・組織的・系統的に取り組むことにより、児童生徒が、学ぶことの意義や目的を実感しながら、将来、社会人、職業人として自立した生活を営める能力を育成してまいりました。

７つめは、「一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実」であります。

特別な配慮を要する児童生徒の学習保障のために支援員を配置したり、支援の必要な児童生徒の個別の支援ファイルを整備・活用したりすることにより、一人一人の特性やニーズに沿った特別支援教育の充実を図ってまいりました。

また、特別支援教育相談員による個別検査を随時実施し、配慮を要する児童生徒、未就学児の特性を的確に把握し、学校や園等への相談支援の充実を図るとともに、特別支援学校分教室の設置に向けて粘り強く取り組んでまいりました。

８つめは、「地域理解の推進と地域とともにある学校の実現」であります。

各学校においては、その地域の特色を活かしながら、産業や自然、伝統文化、地域人材など、八幡平市ならではのすばらしい教育資源を活かし、農業体験、自然環境の調査・保護活動などを積極的に導入することで、八幡平市の「よさ」を実感させ、郷土を愛し大切にする児童生徒の育成を図ってまいりました。

特に、市制 20 周年を記念して実施した「八幡平市子ども議会」におきましては、八幡平市への愛着や誇りをもつ子どもが確かに育っていることを確認する機会とすることができました。

また、市内全小・中学校に設置されている「学校運営協議会制度」を生かし、目指す児童生徒像を具体的な姿で共有しながら、保護者や地域住民と積極的に「熟議」を行い、コミュニティ・スクールの取組を一層推進することで、「地域とともにある学校の実現」を図ってまいりました。

以上、８つの重点事項の推進には、教員の指導力はもとより、児童生徒や保護者、地域住民との信頼関係が必要となります。そこで教育基本法第９条に定めるとおり、市内小・中学校の教員が自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めながら、法令遵守を徹底させ、綱紀の保持を図ってまいりました。

また、教職員が健康でいきいきとやりがいを持って働くとともに、子どもたち一人一人に向き合う時間が確保されるよう、学校における働き方改革の実現に向けて取り組んでまいりました。

次に、「学校教育の環境づくり」についてでありますが、学習指導要領の円滑な実施に向け、次の取り組みを行いました。

学校教育施設については、田頭小学校フェンス改修工事、松野小学校手すり設置工事等を実施し、安全で快適な学習環境の整備を行い安全安心な学習環境の整備に取り組んでまいりました。また、松尾・安代地区小学校５校の校務用パソコンの更新を行いました。

小中学校適正配置については、松野小学校、寄木小学校、柏台小学校の早期統合にかかる保護者等の要望を受け、新たに松尾地区小学校統合検討委員会を組織し、令和９年４月の開校を目指し統合検討委員会及び各種専門部会、住民説明会等を開催し協議、検討してまいりました。また、西根・松尾地区中学校統合については、適地選定業務を委託し専門的な観点に基づいた建設候補地の評価を参考とし、「総合教育会議」の判断結果をもとに統合校の建設場所を現在の西根中学校に決定しました。

小中学校への人的支援については、ひかりサポート等の各種支援員やＩＣＴ支援員、学校図書館司書等の配置を引き続き行うほか、外国語指導助手を派遣し英語教育の充実を図りました。

就学支援については、経済的な理由などから就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用

品費等の支給を引き続き行いました。また、遠距離通学の児童生徒の通学負担を緩和するため、スクールバスやスクールタクシーを運行するとともに、松尾地区のスクールバス１台の更新を行っております。

平舘高等学校教育振興事業については、同校の魅力化・活性化向上のため、部活動への支援のほか、高校魅力化コーディネーターの配置に対する支援を行ってまいりました。また、通学定期費用の一部に対する支援に加え、制服購入費用の支援も引き続き行いました。加えて、同校の入学者数確保のため、市内及び近隣市町の中学校で開催される高校説明会に出向き、学校長とともに同校の魅力や市が実施している支援内容のＰＲを行い、連携の強化を図ってまいりました。

学校給食については、地産地消の推進や食育指導を行うことにより、自然の恩恵及び郷土の食材に対する意識の高揚を図るとともに、安心・安全でおいしい給食が提供できるよう、衛生管理の徹底に努めました。

市民の読書活動の推進については、市立図書館が市交流複合施設（８テラス）へ移転するため、年度途中で休館することとなりましたが、新たな運営形態や運営方針等について協議を重ね、移転開館に向けた蔵書の充実、図書システムの更新、書架備品等の購入を行い、今年８月の開館に向けた準備作業を進めてまいりました。

以上、令和７年度の八幡平市教育委員会の主要な施策への取り組みについてのご報告とさせていただきます。

令和８年９月　日

八幡平市教育委員会　　教育長　　田　村　　忠

５　その他

⑴学校給食費の改定に関し意見を求めることについて

学校給食費の改定について、八幡平市教育委員会の意見を求める。

１　改定時期

令和９年４月１日

２　学校給食費の額

⑴ 小学校

１食当たりの単価　現行　253円（年額43,516円）

改定案　390円（年額67,080円）

⑵ 中学校生徒

１食当たりの単価　現行　276円（年額46,920円）

改定案　320円（年額54,400円）

⑶ 中学校教職員

１食当たりの単価　現行　276円（年額46,920円）

改定案　370円（年額62,900円）

その他資料

学校給食費の改定について

学校給食費については、令和５年度に改定してから変更することなく、学校給食の提供を続けてきた。

しかしながら、近年の物価高騰等により、現在、保護者から徴収している学校給食費（食材費相当額）では、学校給食に求められる**質**と**量**を維持した給食を提供できない状況となっており、食材費の不足分は市が負担している。

今後も、安全安心でおいしい給食の提供を続けていくため、令和９年度からの学校給食費の改定を行う。

１　学校給食の費用負担について

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費（修繕費を含む。）、学校給食に従事する職員の人件費は学校の設置者（市）の負担とし、それ以外の経費（食材費、光熱水費）は保護者の負担と規定されている。しかし、市では食材費のみを保護者の負担としている。

２　学校給食費と食材費との比較の推移について

前回（令和５年度）の改定後の学校給食費と食材費を比較した差額は下の表のとおりで、歳入（学校給食費）は減少する一方で、歳出（食材費）は増加し、市の負担が年々増えてきている。令和７年度は食材費の約４分の１を市が負担している。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
歳入 （学校給食費）	71,887,185 円	68,905,460 円	66,832,756 円
歳出 （食材費）	80,832,290 円	85,004,550 円	88,559,879 円
差額 **（市負担）**	▲ 8,945,105 円	▲16,099,090 円	**▲21,727,123 円**
市負担率	11.07%	18.94%	24.53%

３　１食当たりの単価の比較の推移について

	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	小学校 175日	中学校 175日	小学校 172日	中学校 170日	小学校 172日	中学校 170日
１食単価	253 円	276 円	253 円	276 円	253 円	276 円
年額	44,275 円	48,300 円	43,516 円	46,920 円	43,516 円	46,920 円
実績単価	275 円	330 円	**299 円**	**359 円**	**321 円**	**385 円**
実績年額	48,125 円	57,750 円	**51,428 円**	**61,030 円**	**55,212 円**	**65,450 円**
１食の差額	22 円	54 円	**46 円**	**83 円**	**69 円**	**109 円**
年額の差額 **（市負担）**	3,850 円	9,450 円	**7,912 円**	**14,110 円**	**11,696 円**	**18,530 円**

４　学校給食費の改定額及び納期別納付額（案）

改定に当たり、実績（食材費、食数）から算出した令和６年度及び令和７年度の１食当たりの単価の平均（**小学校310円、中学校372円**）を基に１食当たりの学校給食費を算定した。

また、小学校については、令和８年度から実施の完全給食（米飯提供）に係る米飯分（１食約115円）を提供日数により加算した。

ただし、中学校生徒分については、実績額と現行額との差額（96 円）の２分の１を市が負担し、保護者の急激な負担増を軽減する。

今後は、国の学校給食費の抜本的な負担軽減の実施状況や学校給食提供の実績等を踏まえ、毎年度見直していくこととする。

（参考）国の学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

令和８年度基準額（小学校、年額）

完全給食（パン又は米飯等＋牛乳＋副食）：5,200円×11か月＝57,200円

補食給食（牛乳＋副食）　：4,800円×11か月＝52,800円

【現行】

区分	１食当たり単価	給食日数	年額	各納期別納付額	
				１期	２～11期
小学校	253円	172日	43,516円	4,516円	3,900円
中学校	276円	170日	46,920円	4,920円	4,200円

※小学校児童については国の給食無償化との差額を市が負担することで無償（保護者負担なし）

【改定案】

区分	１食当たり単価	給食日数	年額	各納期別納付額	
				１期	２～11期
小学校	**390円** （137円増）	172日	**67,080円** （23,564円増）	**7,080円**	**6,000円**
中学校 生徒	**320円** （44円増）	170日	**54,400円** （7,480円増）	**5,400円**	**4,900円**
中学校 教職員	**370円** （94円増）	170日	**62,900円** （15,980円増）	**5,900円**	**5,700円**

（参考）市の負担額（令和８年度予算ベース）

小学校　年額約 72,928 円－52,800 円＝約 20,128 円　　計 約 1,956 万円

中学校　年額約 68,680 円－46,920 円＝約 21,760 円　　計 約 1,164 万円

合計　約 3,120 万円を市が負担する見込み